

道路事業者からのお願い

ETCご利用方法の注意事項

【まずはじめに】

利用上の注意事項がETCシステム利用規程、ETCカードの利用規約などに記載されていますので、まずはじめにご熟読のうえご利用ください。

【乗車前のご注意】

ご乗車時に、ETCカードを車載器に確実に差し込んで、正常に動作するか確認してご利用ください。

※ETCカードの差し込み方向（前後・表裏）にご注意ください。

ご利用のETCカードの有効期限等をあらかじめご確認ください。

※車載器に有効期限の切れたETCカードを差し込んで、エラー表示されません。

正常通信を確保するため車載器の通信面に物を置いたり、安易な取付け箇所の変更などをしてください。

※正常に通信できないとエラーが発生し、開閉バーが開きません。

【走行中のご注意】

ETC車線を通行する際、何らかのエラーが発生すると開閉バーが開きません。開閉バーの手前で安全に停止できるよう十分減速し、バーが開いたことを確認し通行してください。

※利用規程によらないご利用方法により、道路設備に損傷を与えた場合には、復旧に要する費用を負担していただく場合がありますのでご注意ください。

入口料金所で通信エラーなどにより通行券を取られた場合には、出口料金所では係員のいる車線（ETC専用車線以外）をご通行のうえ、ETCカードと通行券をお渡しください。（均一料金区間では、入口料金所でETC以外の方法でお支払いください。）

入口料金所をETCで通行した場合で、出口料金所でETC車線が設置されていないときは、一旦停車してETCカードを係員に手渡してください。

出口料金所（首都高速、阪神高速の場合は、料金所）でETC車線が閉鎖されている場合は、一般の車線でETCカードでの支払いが可能です。無理な車線変更は危険ですのでお止めください。

※ETC車線の機器の点検などにより、ETC車線を閉鎖している場合がありますのでご注意ください。

ETC車線で何らかの障害が発生し、開閉バーが開かなかった場合には、係員が対応しますので、危険ですからバックしないでください。

※バックすると後続車両に追突される危険があるばかりか、再度他車線に進入するとエラーが発生する場合があります。

ETC車線通過中や直後にETCカードを車載器から抜き取らないでください。

※ETC車線通過中や通過後すぐにETCカードを抜き差しすると、カードの破損やエラーを引き起こす場合があります。

【車載器の再セットアップ】

車載器を他の車両に付け替える場合や車両のナンバープレートが変更となった場合など、新たにセットアップ（車載器に車両情報の登録）が必要となります。

※新たにセットアップを行わないと、ETCのご利用ができない場合があります。

【障害者割引制度】

ETC車線で障害者割引措置を受けようとする場合は、出口（首都高速、阪神高速の場合は料金所）で一旦停車して係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示し、ETCカードおよび障害者有料道路通行料金割引証を手渡してください。

※現在のところ、障害者割引に関しては、入口出口完全ノンストップにはなりません。また、均一料金区間の料金所では係員のいる車線をご利用ください。